

第2号様式

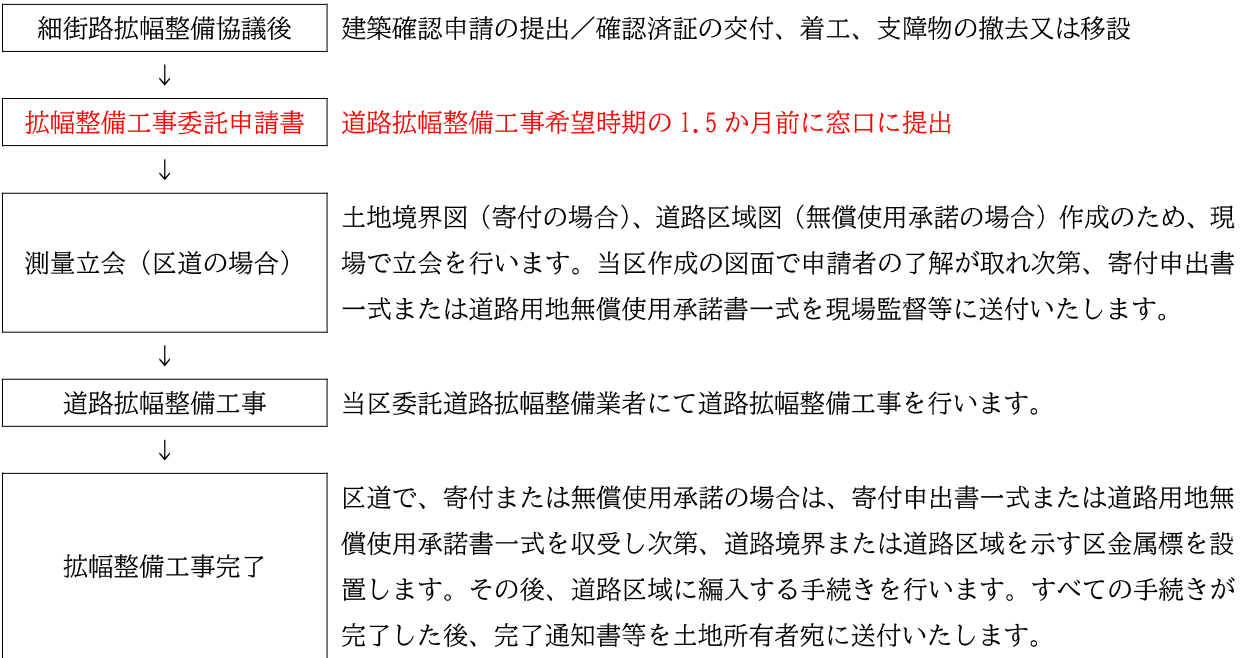
区による道路拡幅整備の主要な要件への確認書

次の項目をご確認の上、右下に建築主の記名をお願いいたします。

※本書の内容は必ず、土地所有者、現場監督等と共有してください。

- ・ 道路拡幅整備工事希望時期の1.5か月前に、必要事項を記入した「拡幅整備工事委託申請書」を窓口へご提出ください。提出後、当区職員、当区委託測量業者、当区委託道路拡幅整備業者、拡幅整備工事委託申請書に記載の現場監督の四者で測量立会（必要に応じて、後退用地のレベル調整）を行います。（私道の場合、測量立会はありません。後退用地のレベル調整が必要な場合は、拡幅整備工事委託申請書にその旨記載ください。）
- ・ 道路拡幅整備を行うタイミングは、足場解体後、かつ、水道・ガス引込完了後（電柱や街路灯などの移設がある場合は、原則、それらの移設後）です。また、外構工事の前を推奨しています。
- ・ 後退用地内の塀（共有塀含む）、地盤面から深さ1.2mまでの埋設物（土間、水道メーター、メーターボックス、点検口、掃除口、汚水ます、民石、民金属標、木杭、石杭、御影石など）は道路拡幅整備工事までに撤去・移設を行ってください。
- ・ 民境界を示す民石、民金属標、木杭、石杭、御影石などは、当区で撤去・復旧することはできませんので、申請者にて道路拡幅整備工事前までの仮撤去及び道路拡幅整備後の復旧をお願いいたします。

-----道路拡幅整備工事までの流れ-----



年 月 日

建 築 主 氏 名 _____

区が協議番号を
記入します。

細街路拡幅整備協議番号（ — ）

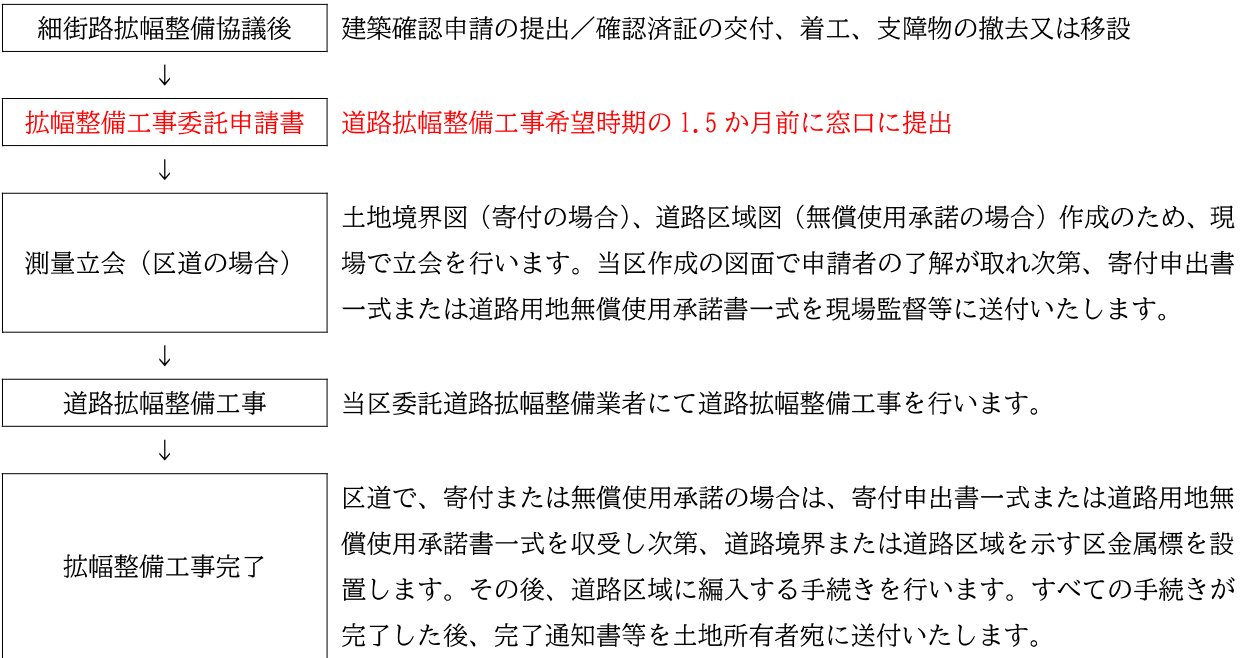
区による道路拡幅整備の主要な要件への確認書

次の項目をご確認の上、右下に建築主の記名をお願いいたします。

※本書の内容は必ず、土地所有者、現場監督等と共有してください。

- ・ 道路拡幅整備工事希望時期の1.5か月前に、必要事項を記入した「拡幅整備工事委託申請書」を窓口へご提出ください。提出後、当区職員、当区委託測量業者、当区委託道路拡幅整備業者、拡幅整備工事委託申請書に記載の現場監督の四者で測量立会（必要に応じて、後退用地のレベル調整）を行います。（私道の場合、測量立会はありません。後退用地のレベル調整が必要な場合は、拡幅整備工事委託申請書にその旨記載ください。）
- ・ 道路拡幅整備を行うタイミングは、足場解体後、かつ、水道・ガス引込完了後（電柱や街路灯などの移設がある場合は、原則、それらの移設後）です。また、外構工事の前を推奨しています。
- ・ 後退用地内の塀（共有塀含む）、地盤面から深さ1.2mまでの埋設物（土間、水道メーター、メーターボックス、点検口、掃除口、汚水ます、民石、民金属標、木杭、石杭、御影石など）は道路拡幅整備工事までに撤去・移設を行ってください。
- ・ 民境界を示す民石、民金属標、木杭、石杭、御影石などは、当区で撤去・復旧することはできませんので、申請者にて道路拡幅整備工事前までの仮撤去及び道路拡幅整備後の復旧をお願いいたします。

-----道路拡幅整備工事までの流れ-----



細街路拡幅整備協議書の提出までにご記入ください。
和暦・西暦のどちらでも構いません。

年 月 日

建築主が複数存在する場合は、余白
または別紙にご記載ください。

建 築 主 氏 名